
令和7年度

町民税 県民税 特別徴収のしおり

■1月以降の退職は一括徴収をしてください

■eLTAX(エルタックス)の利用推進に取り組んでいます

異動届出書等はeLTAXでも提出できます。

給与支払報告書をeLTAXで提出していただくと、特別徴収税額通知書もeLTAXによる受け渡しが可能です。
給与支払事務の迅速化及び正確性はもとより、経費削減にも大きな期待ができるものと考えております。

eLTAXの利用方法については、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

- ・ 納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続き P2
- ・ 町民税・県民税の算出方法 P4
- ・ 退職所得に係る特別徴収 P8

西原町 総務部税務課

〒903-0220 西原町字与那城 140 番地の1
電話(098)945-4729 FAX(098)911-7202

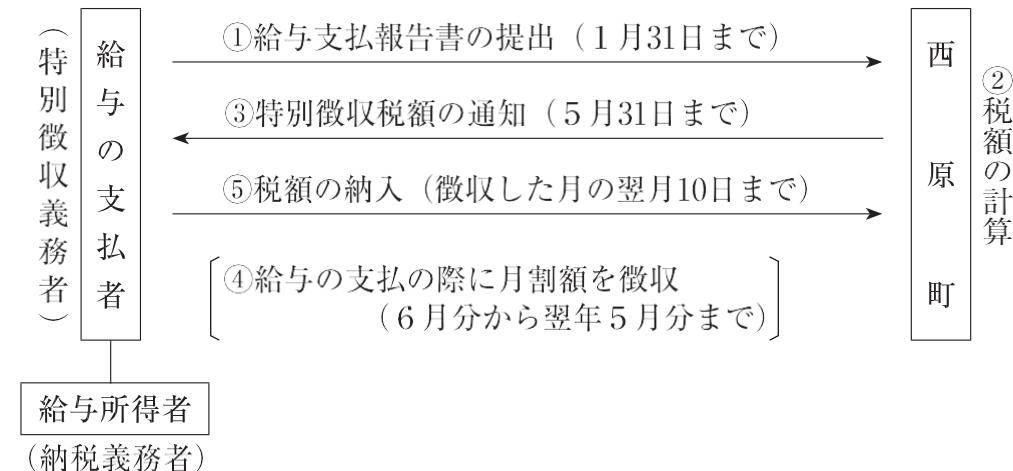
令和7年度町民税・県民税特別徴収について

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別の御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、本年度も町民税・県民税の特別徴収事務につきまして御協力を頂くことになりましたので、令和7年度分の特別徴収関係書類を送付いたします。
つきましては、下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いします。

特別徴収事務取扱要領

1 町民税・県民税の特別徴収制度

町民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者(特別徴収義務者)が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者(納税義務者)の町民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納付していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって町民税・県民税を徴収される者

令和6年中に給与所得があり、かつ令和7年4月1日現在、給与の支払いを受けている者です。

※令和7年1月1日以降に退職した者が税額通知書に記載されている場合は早急に「特別徴収にかかる給与所得者異動届」を提出してください。

3 住民税が課税されない者

- (1)前年中の所得金額が28万円×(扶養人数+1人)+10万円+16万8千円以下の者(被扶養者がいない場合は38万円以下の者)
- (2)生活保護法によって生活扶助を受けている者
- (3)障がい者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった者

4 月割額の徴収方法

同封の令和7年度町民税・県民税特別徴収税額表に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は同封した「納税通知書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局(県外)で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

7 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を6月末日までに町長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

※令和6年度に納期の特例を受けている事業所については申請の必要はありません。ただし、以前に納期特例を受けていた場合は再度申請をして下さい。

- (1)6月分から11月分までは12月10日までに納入
- (2)12月分から5月分までは6月10日までに納入

8 月例額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、次のような割合で計算した延滞金を加算して徴収されます。

令和7年 1月 1日以後の割合

納期限後1か月以内…延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が7.3%を超える場合は、年7.3%の割合)

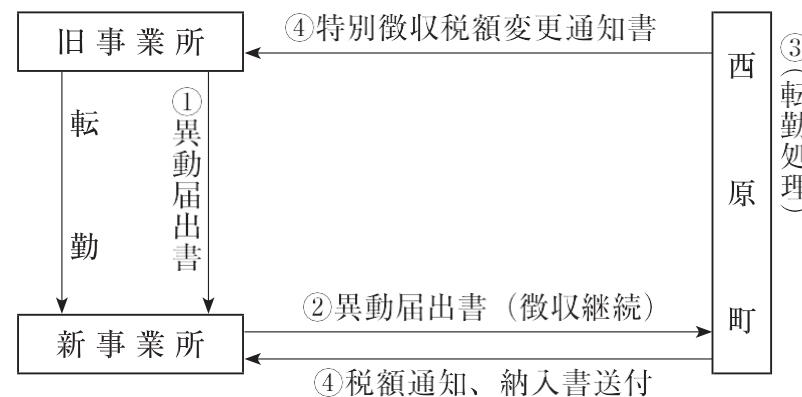
納期限後1か月以後…延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

<納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続き>

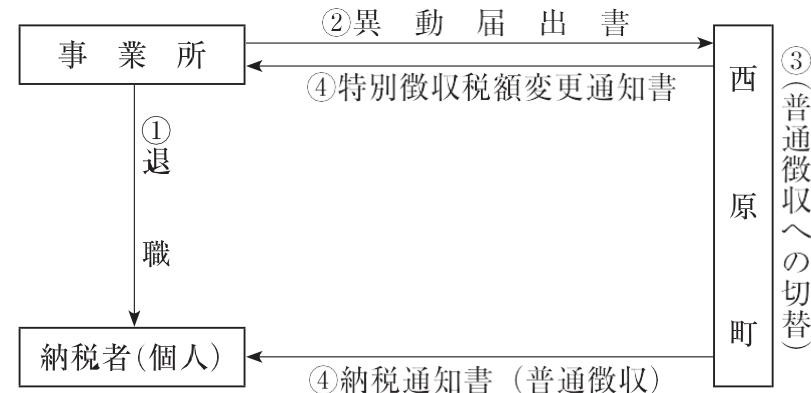
1 特別徴収に係る給与所得者異動届について

特別徴収の方法によって納税している者に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月 10 日までに必ず「特別徴収にかかる給与所得者異動届」を提出してください。この異動届の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また、納税者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることになります。特に、転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお、転勤の場合は、お手数ですが新勤務先へ月割額を前もってご連絡ください。

● 転 勤(特別徴収の継続)



● 退 職(普通徴収への切替)



2 退職に伴う残税額の一括徴収について

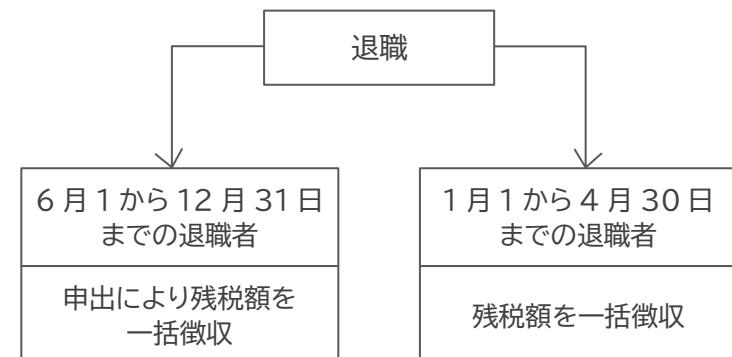
特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなつた場合で下記の(1)又は(2)に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の 10 日までに納入してください。

(1)退職の日が 6 月 1 日から 12 月 31 日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

(2)退職の日が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までのとき

翌年 5 月 31 日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

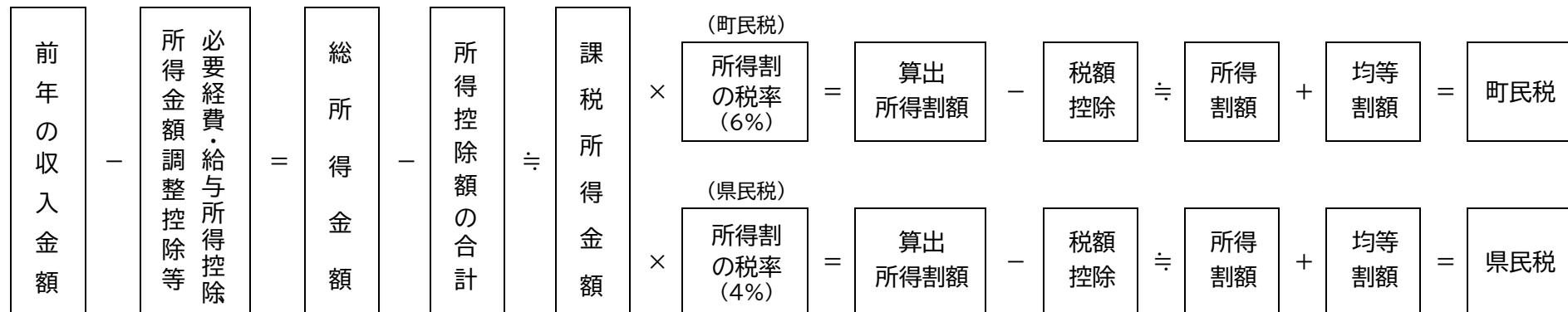
同封の特別徴収義務者住所、名称等変更事項を記入の上、税務課へ提出してください。

4 4月2日以降の就職者等の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して税務課へ提出してください。

<税額の算出方法>

1 町民税・県民税の計算(令和6年中の所得を基礎として算出します)



2 税率

- (1)所得割……10%(町民税6%、県民税4%)
- (2)均等割……4,000円(町民税3,000円、県民税1,000円)
- (3)森林環境税……1,000円
- (4)均等割非課税者……前年の総所得金額が次の金額以下の者:28万円×(扶養人数+1人)+10万円+16万8千円
- (5)所得割非課税者(均等割のみ課税される者)……前年の総所得金額が次の金額以下の者:35万円×(扶養人数+1人)+10万円+32万円

【計算例】

所得 金額	・支払給与額	5,895,000円	総所得金額	所得控除額	課税所得金額			
	・総所得金額 (給与所得控除後の金額)	4,273,600円	4,273,600	- 1,900,000	÷ 2,373,000			
所得 控除額	・社会保険料控除額	650,000円	課税所得金額	税率	算出所得割額	税額控除	所得割額	均等割額
	・生命保険料控除額	40,000円	町民税	2,373,000 × 6%	= 142,380	- 1,500	÷ 140,800	+ 3,000 = 143,800
	・配偶者控除額	330,000円	県民税	2,373,000 × 4%	= 94,920	- 1,000	÷ 93,900	+ 1,000 = 94,900
	・扶養控除額(特定扶養1人)	450,000円						
	・基礎控除額	430,000円						
合計		1,900,000円						
税額 控除額	・調整控除額(町民税)	1,500円	町民税額					
	・調整控除額(県民税)	1,000円	143,800円					
			県民税額					
			94,900円					
			森林環境税額					
			1,000円					

3 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額の5%のいずれか低い金額) *限度額 200万円 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－1万2千円 *限度額 8万8千円		
社会保険料控除等	支払金額		
	支払金額	控除額	
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額×1/2+6,000円
		36,000円超 56,000円以下のとき	支払金額×1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額×1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額×1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)			
一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)			

	支払金額	控除額
地震保険料控除	50,000円以下のとき	支払金額×1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計金額(限度額 25,000円)		
障害者控除	普通障害者の場合	26万円
	特別障害者の場合	30万円
	同居特別障害者の場合	53万円
寡婦控除		
ひとり親控除		
勤労学生控除		
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	33万円
	老人扶養親族	38万円
	特定扶養親族	45万円
	同居老親等	45万円
総所得金額		基礎控除額
2,400万円以下		43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

○配偶者控除、配偶者特別控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額	
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円

○所得金額調整控除

下記の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、給与所得から控除

(1)給与等の収入金額が 850 万円を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者に該当

②年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額= {給与等の収入金額(1,000 万円超の場合は 1,000 万円) - 850 万円} × 10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える者

控除額= {給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円) + 公的年金に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万円)} - 10 万円

4 税額控除

○調整控除

(1)課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5%(町民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

(2)課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(町民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②課税所得金額から 200 万円を控除した金額

<人的控除の種類及び所得税と町県民税における控除額の差>

基礎控除		5万円	納税者本人の所得額		900万円以下	900万円超950万円以上	950万円超1,000万円以下
障害者控除	一般	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	特別配偶者控除	38万円超 40万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	父	1万円		40万円超 45万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円	扶養控除		一般	老人	10万円
寡婦控除		1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円	
勤労学生控除		1万円					

○寄付金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税6%、県民税は4%に相当する金額

- (1)都道府県、市町村又は特別区に対する金額
- (2)住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- (3)所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
- (4)特定非営利団活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、(1)のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税所得金額から人的控除差額調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円以上 330万円以下	79.79%
330万円以上 695万円以下	69.58%
695万円以上 900万円以下	66.517%
900万円以上 1,800万円以下	56.307%
1,800万円以上 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

○外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する金額を課税された場合、一定の方法により計算された金額

○配当控除

配当控除額=配当所得×控除率

種類	課税所得		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当金	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(1)から(2)を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合には令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- (1)前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- (2)前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

5 退職所得に係る特別徴収

○退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。納入申告書(納入書の裏面)の提出もお願いします。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、町民税・県民税においては非課税となります。

○特別徴収義務者

退職手当等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

○納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける者です。

○納入すべき市町村

退職所得に係る町民税・県民税の課税は、退職手当等の支払を受ける者の令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の町民税・県民税は、退職者の1月1日住所所在地の市町村に納入していただくことになります。ただし、令和7年1月1日以降に退職する場合は、令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

○退職手当等の支払を受けるべき日

退職手当等の支払を受けるべき日、すなわち、退職手当等についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会等の議決を要する者については、その決議があった時になります。

○退職所得の控除額

(1)勤続年数が20年以内の者

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

(2)勤続年数が21年以上の者

70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて計算します。例)22年9か月→23年

※在職中に障がい者になったことによる退職の場合は、100万円加算されます。

○退職所得金額の求め方

退職所得の金額は、原則として次のように計算します(千円未満切捨て)

退職所得金額=(退職手当等収入金額-退職所得控除額)×2分の1

ただし、下記に該当する場合は計算が異なります。

(1)勤続年数5年以内の役員等※は、上記計算式の2分の1を適用しません。

退職所得金額=(収入金額-退職所得控除額)

(2)勤続年数5年以内の役員等以外で、支払金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合、その超えた金額には2分の1を適用しません。

退職所得金額=150万円+{収入金額-(300万円+退職所得控除額)}

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員をいいます。

○税額の算出

・町民税=退職所得金額×6%

・県民税=退職所得金額×4%

上記の町民税、県民税を合算した金額を、退職手当等の支払い時に特別徴収して納付してください。

○納入書並びに納入申告書

(1)納入書は給与に係る「給与分」と、「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。

(2)納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。